

「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（案）」に対する意見

2021年8月2日付提出

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター

I. ガイドラインの趣旨・目的

- 本ガイドライン(案)では、許諾推定規定は「放送事業者から示された、放送番組に用いられる多様かつ大量の著作物等について、放送までの限られた時間内で異なる相手先と利用条件等について詳細な交渉を行うことが極めて困難であり、放送同時配信等の権利処理に当たっての負担となっているとの課題を踏まえたものである」との趣旨が述べられています。
- しかしながら、放送事業者は、放送番組への出演依頼をするにあたっては、俳優や歌手、演奏家、舞踊家などの実演家に対して利用方法や許諾条件、出演料などを明示して、出演交渉にあたることが原則であります。
- また、当センターは、文化審議会著作権分科会「基本政策小委員会」による『放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ』（以下「中間まとめ」という）に関する意見募集においても、映像実演に関する権利処理の状況から、許諾推定規定を導入する必要について疑問であり、むしろ確立している業界ルールとの関係で混乱を生じる恐れがあり、しかも、放送又は有線放送の許諾には、契約の別段の定めがない限り、録音又は録画の許諾を含まないとする著作権法第63条第4項の規定による権利保護の観点及び法的整合性からも疑問があることを指摘したところです。
- 以上を踏まえ、本ガイドラインが策定され、実施・運用にあたっては、許諾推定規定が適用され得るのは、ごく限られた例外的な場面に限定されるべきです。

II. 放送同時配信等の許諾に当たっての基本的事項

- 本ガイドライン(案)では、「集中管理がされている著作物等について契約を締結する場合には、契約時点で放送同時配信等での著作物等の利用の有無が明確になっていると考えられるため、本規定の適用はないものと考えられる」と述べています。
- さらに言えば、送信可能化に係る権利が集中管理されている場合、実演家などの権利者は、当該権利の行使について集中管理団体に委ねていることは明らかである以上、放送の許諾において、放送同時配信等の諾否を保留しており、「当該許諾に際して別段の意思表示」をしているものとして取り扱うべきです。また、権利者が放送に関する権利を集中管理団体に委託しているという事実は、放送同時配信等の許諾の推定を覆すに十分なものと評価すべきです。
- したがって、本ガイドラインにおいても、集中管理団体に属する権利者については、著作権法第63条第5項の要件にも該当しないことを明記し、許諾推定規定の対象とならないことを明らかにすべきです。

III. 許諾の推定に係る条件について

1. 放送事業者側に求められる条件・留意事項

- 本ガイドライン(案)では、権利者が、放送事業者が放送同時配信等を業として行っている事実を把握することができるよう、放送事業者自らのホームページにおいて放送同時配信等を行う放送番組の名称や時間帯、期間、配信プラットフォーム(ウェブサイトやアプリケーション)などの情報を公表することなどが示されています。
- しかしながら、権利者が、当該放送事業者が放送同時配信等を業として行っているか否かを知ることができるのが、放送事業者のホームページ等だけあっては、「当該許諾に際して別段の意思表示」を行う機会を確保するには、十分ではありません。
- したがって、ホームページにおいて一定の情報を公表するだけでは足りず、出演依頼にあたって、放送事業者側は、放送同時配信等を業として行っている旨を

明示して説明することが必要であり、その旨をガイドラインにも記載すべきです。

2. 権利者側の別段の意思表示の在り方

- 送信可能化に係る権利が集中管理されている場合、実演家などの権利者は、当該権利の行使について集中管理団体に委ねていることは明らかである以上、放送の許諾において、放送同時配信等の諾否を保留しており、「当該許諾に際して別段の意思表示」をしているものとして取り扱うべきです。
- とりわけ、映像実演に係る放送同時配信等については、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)を通じての協議・運用がなされており、集中管理団体による権利処理ルールが実施され、検討されているところです。このように、放送同時配信等の権利処理についても、確立されつつある業界ルールを優先して適用すべきであり、許諾推定規定が適用されることはないと思えます。
- したがって、一任型、非一任型を問わず集中管理団体に映像実演についての権利を委託している権利者については、許諾推定規定の対象にならないことを、本ガイドラインにおいて明記すべきです。

V. その他（留意事項）

- 許諾推定規定の創設を含め、今般の著作権法改正に盛り込まれた、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する各規定の内容は極めて複雑であり、誤った解釈により、業界ルールとの関係で混乱をきたす恐れもあります。
- また、放送事業者と実演家の力関係からすると、放送事業者の方が、情報力も交渉力も圧倒的に強く、許諾推定規定だけでなく、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化の措置が、放送事業者にとって有利に運用され、実演家の権利を蔑ろにするような運用がなされることも懸念されます。
- したがって、許諾推定規定に関する本ガイドラインの内容はもちろんのこと、今回の著作権法改正の内容についても、十分な周知が必要であると考えます。

以上